

総務委員会

令和4年12月14日（水）

午前9時00分～午前11時20分

議会第1会議室

【出席委員】宮崎 健委員長、富永明美副委員長、藤田佳典委員、中村宏志委員、
重松 徹委員、堤 正之委員、白倉和子委員、江頭弘美委員、
黒田利人委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・選挙管理委員会事務局 小峰選挙管理委員会事務局長
- ・総務部 坂井総務部長
- ・企画調整部 大串企画調整部長
- ・佐賀駅周辺整備構想推進室 武藤佐賀駅周辺整備構想推進室長
- ・市民生活部 片渕市民生活部長
- ・地域振興部 宮崎地域振興部長
ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について

○宮崎委員長

おはようございます。ただいまから総務委員会を開催いたします。

委員会の審査日程についてでございますが、タブレットに掲載の審査日程案のとおり進めたいと思います。

また、付託議案に関連して現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申出ください。

なお、現地視察につきましては、議案に関連し、賛否の判断に関わるような場合などに実施することに留意していただきますようお願いいたします。

それでは、選挙管理委員会事務局に関する議案の審査に入ります。

第83号議案を審査します。執行部に説明の議案の説明を求めます。

◎第83号議案 令和4年度佐賀市一般会計補正予算（第8号）中、第3条 説明

○宮崎委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、質疑はないようですので、執行部の職員は退室されて結構です。

◎執行部入れ替わり

○宮崎委員長

総務部長が今、正副議長のレクに入っておられて、ちょっと遅参されるということですので、議案の審査のほうは進めていきたいと思います。

それでは、総務部に関する議案の審査に入ります。

第87号議案を審査します。執行部に議案の説明を求めます。

◎第87号議案 佐賀市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例 説明

○宮崎委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。

○黒田委員

定年延長については、社会風潮がそうでありますので問題ないというふうに思いますが、問題は新採ですね。定年延長されますと、全体の定数の中で新採が減る、若い職員が減るんじゃないかと危惧するわけです。特に令和13年まで。令和13年以降は、定年が65歳になるから問題ないですが、段階的にしていく中で若い人の雇用ができなくなることが考えられる、そこんたいの対策とかなんとかはありますか。

○池田人事課長

今御指摘あったように、定年延長が完了する令和13年ですね、この間はどうしても、一定数新規採用職員が減ることは仕方ないと思います。ただ、2年に1度しか定年退職者が出ませんので、そのときに採用の偏りがかなり出てくると思います。退職する人だけの分を補充するとですね。その辺りは令和13年までの間の全ての退職者の数字等を考慮しながら、なるべく新規採用職員を平準化できるような形で、今のところ採用計画をつくっているところです。

○黒田委員

要するに、暫定再任用職員になっても、大枠の定数の中には入るわけでしょう。例えば、1,000名なら1,000名の定員の中に入るわけでしょう。そうすると、やっぱりちょっとバランスや、今言われた平均するばってんさ、バランスの必要が出てくるような気がするよとばってんね。そこんたいはきちっとしとかんと、後々この期間だけ、要するに令和19年ぐらいの期間ががたっと若い人が減るという年代が将来的に生まれるですもんね。やっぱりそういう対策を練りながら進めてほしいというふうに思います。これはもう要望ですから。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

○重松委員

定年延長で人件費の増加があると思うんですけれども、ただ、再任用の場合は、給料は現役と比べて幾らか低く設定されると思うんですよね。トータル的にはやっぱり定年延長

のほうが大きくなるわけですね。

それともう一つは、再任用の職員が減ってくるんじゃないかなと懸念されるわけですよ。給料の問題と人件費増加の問題と再任用の問題、この2つをお願いします。

○池田人事課長

議員御指摘のとおり、今の再任用職員のフルタイムと言われる、常勤と同じ勤務時間で働きます職員の給与が25万円程度になっております。定年延長して、先ほど言った7割水準に給料が落ちることになりますので、そことの比較をすると、やはり7割水準でも、再任用よりも数万円高くなるということはありますので、その分につきましては、今の制度と比較しますと、やはり人件費のほうは若干上昇するかなというような試算を今のところしております。○重松委員

そういった形で、再任用職員が減るんじゃないかなと思うんですけど、それは関係ないかな。

○池田人事課長

確かに今現在の制度的には、60歳を過ぎたら再任用という制度しかありません。今回、60歳以降も定年の引上げということで延長ができますので、再任用の人数はもちろん減ります。ただ、先ほど説明しましたように、短時間勤務を希望される方は定年前の再任用短時間勤務制度がありますので、そちらのほうで再任用されております。ただ、再任用のフルタイムというのが定年年齢までできませんので、再任用の人数は一定数減るということでございます。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

○白倉委員

2点お伺いいたします。

1点目は、頂いている資料の1枚目の2番のところ、これは全体的な流れなんですけれども、2年に1歳ずつ引き上げるという部分の、その辺の考え方といいますか、これは国のほうのいろんな動きと準ずるものでしょうけれども、2年に1歳ずつというふうな割合にした考え方というのはどういうふうの説明されておられるかというのが1点。

それともう一点は、その年度に達した場合は、管理職だったら一応管理職でなくなるわけですね。管理職でなくなるけれども、業務に支障を来すとか必要だった場合は管理職として残るといふような部分があるんですけれども、そこを判断するのは、どなたがどういうふうに判断されるのでしょうか。この人はもう管理職でなくなる、いや、この人は残ってほしいというふうな部分の判断ですね。

そこを2点お願いします。

○池田人事課長

まず1点目の、2年ごとに1歳上がるというところなんですけれども、仮に毎年、定年が1

歳ずつ上がった場合は、来年度辞められる方は毎年1歳ずつ上がっていくので、結局65歳まで辞められなくなってしまうんですよ。1年ごとに1歳ずつ上がっていくと、毎年上がっていくので。

だから、暫定措置ということなので、2年に一遍にすると1歳ずつ、1年ごとに退職者が出てくるということになっています。これを3年ごととか4年ごととかいうふうにするのももちろん想定できるんですけど、そうするとあまりにも期間が長くなってるので、その辺りは、国のほうで2年に一遍が適切というふうに判断されたと思っています。

次、管理職、残るか残らないかの判断と言われましたけれども、先ほど言った特例の制度はあくまでも特例なので、原則として、全ての管理職は60歳を過ぎますと役職を定年します。今でも定年の延長というか、勤務延長という制度があります。実は佐賀市も使ったことがあります。今でもあります。それは現在でも相当な理由がないと適用しておりません。それと同じような運用になりますので、先ほど言いましたように特定のプロジェクトで、どうしてもこの人がいないと、この事業自体が先に進まないとか支障を来すというときにのみ適用する制度でございますので、原則は全員60歳になったら役職定年するということでございます。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

○富永副委員長

管理職の降任に関してですけれども、降任された後の配属部署とか、その業務内容というのはどのようになっているんですか。

○池田人事課長

管理職員、部長級から課長級まで、たくさん様々おられますけれども、やはりそういった管理職を経験された方の能力とか、知識とか、統制力とか、管理能力とかを生かしていただきたいと思いますので、できれば、例えば外部というか、出先機関の管理職、所長とか館長とか、そういったところを今のところ想定しております。あと監督ですね。

○富永副委員長

今でも、例えばフルタイムの再任用の方がいらっしゃって、その方々もいらっしゃるということですよ。それとの業務量の違いというか、そこの違いはどうなるんですかね。フルタイム再任用と管理職を降任した人たちの定年延長。

○池田人事課長

現在の再任用のフルタイムの方は、基本的には一般職です。監督職の地位に就かれている方も一部おられますけれども、ほとんどの方は一般職になっておられますので、今回そういう管理職の役職定年された方は、さっき言われた出先とかの監督をする地位についていただくということで、その職務ですね、そういったものの違いはあるのかなと思っています。

○富永副委員長

もう一点ですけど、退職金の換算に当たって、現在は35年いたら、もう上限が35年で、それ以上幾ら勤めても35年で換算されますけど、例えば、延長した間に35年が微妙にかかる人の基準というのはどこになるんですかね。

○池田人事課長

先ほど言いましたようにピーク時特例というものがあまして、まずは一旦60歳で定年を迎えたという前提で積算します。そこが例えば35年に達していなかったと、33年だったということであれば33年で、そのときの月額給料というのを基に退職金を算定します。その後、2年延びますよね。2年延びることによって、先ほど言いました支給月数が若干変わるんですよね。その支給月数が変わった分は、今度新しい7割水準になった給与のほうで算定します。その分を追加しますという形になっています。

○江頭委員

補足資料3ページの一番下、管理監督職の調整額の件なんです。これは国の指針ですか。

○池田人事課長

国のほうはこういった形で、当分の間は差額を支給するというでされていますので、佐賀市のほうもそれに準じた形で設定しています。

○江頭委員

要は自治体の都合で、そこは、例えば当分の間というのは物すごく曖昧ですよ。だから、この辺に基準を設けるということは、自治体の中での裁量でいいということにはなっていないんですか。

○池田人事課長

確かに当分の間というのは、なかなかはっきりしない長い期間であると思います。恐らく国が想定しているのは、定年延長が完了する年度、ここで一度見直しをするというようなことも触れております。ですので、定年延長が完了する令和13年度の時点で、もう一回そういったところもされるのかと思います。

○江頭委員

確認です。そしたら、佐賀市も完了する令和15年か、それまでこの調整額はそのまま引き継ぐということになるわけですね。

○池田人事課長

国のほうからは、もちろん国に準じた形で制度設計してくれというふうに指導も来ておりますので、佐賀市も同様な措置を講ずる予定でございます。

○重松委員

定年延長で従来型のピラミッド型の組織を維持していく中で、例えば現職の職員たちは昇給ベースが遅くなって、職員の士気が低下していくんじゃないかなと、やる気がうせるような、そういう精神的なものはないですか。

○池田人事課長

そういったことも考えられますので、先ほど言いましたように役職定年制度というのを設けて、基本的には60歳を超えたら、当分の間は管理職とかライン職、こちらのほうを一旦外しまして、若い方、下の方を登用するということでモチベーションを維持していきたいというふうに考えています。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに質疑がないようですので、次に進みます。

次に第88号議案を審査します。執行部に議案の説明を求めます。

◎第88号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 説明

○宮崎委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から質疑をお受けいたします。質疑がある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに質疑がないようですので、次に進みます。

次に、第89号議案を審査します。執行部に議案の説明を求めます。

◎第89号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 説明

○宮崎委員長

それでは、ただいまの説明について御質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑がないようですので、次に進みます。

次に、第99号及び第100号議案を審査します。執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 旧諸富支所庁舎解体工事請負契約の締結について 説明

◎第100号議案 旧川副支所庁舎解体工事請負契約の締結について 説明

○宮崎委員長

ただいまの説明について、皆様から質疑をお受けします。質疑がある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに質疑がないようですので、次に進みます。

次に、第102号議案を審査します。執行部に議案の説明を求めます。

◎第102号議案 専決処分について（令和4年度佐賀市一般会計補正予算（第7号）） 説明

○宮崎委員長

ただいまの説明について、御質疑をお受けします。御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ないようですので、次に進めたいと思います。

次に、第83号議案を審査します。執行部に議案の説明を求めます。

◎第83号議案 令和4年度佐賀市一般会計補正予算(第8号) 説明

○宮崎委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様から質疑をお受けします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に進みます。

次に、第103号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

◎第103号議案 令和4年度佐賀市一般会計補正予算(第9号) 説明

○宮崎委員長

ただいまの説明について委員の皆様から質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに質疑はないようですので、執行部の職員の皆様は退室されて結構です。

○池田人事課長

すみません。第83号議案の中で1つ説明を漏らしておりましたので、そちらのほうを追加で説明させてもらってよろしいでしょうか。

○宮崎委員長

どうぞ。

◎第83号議案 令和4年度佐賀市一般会計補正予算(第8号) 追加説明

○宮崎委員長

先ほどの第83号議案の追加説明について何か御質疑、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

そしたら、これで終わりたいと思いますので、ちょうど1時間ちょっと過ぎましたので、10分お休みを取りたいと思います。10時25分に再開いたします。

休憩します。

◎執行部退室

◎午前10時14分～午前10時25分 休憩

○宮崎委員長

それでは、委員会を再開いたします。

それでは、企画調整部佐賀駅周辺整備構想推進室に関する議案の審査に入ります。

第90号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

◎第90号議案 佐賀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 説明

○宮崎委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに質疑はないようですので、次に進みます。

次に、第97号議案を審査します。執行部に議案の説明を求めます。

◎第97号議案 佐賀駅前交流広場の指定管理者の指定について 説明

○宮崎委員長

ただいまの説明について、御質疑をお受けいたします。

○黒田委員

まず、この議案を議会に提出するときに、やはり当局としては、佐賀駅周辺整備構想推進室資料2は、恐らく勉強会で言われて提出されたんじゃないかな、この資料は。じゃなくして、やっぱりこういうのは、以前はきちんと出してきたんですよ。審査していただくという形でね。特にプロポーザルは分からんわけですよ。どういう基準にしたのか、どういう項目にしたのかね。そういう丁寧さをやっぱりしていただかないと、私たちは判断する材料がないわけですよ。点数がこのくらいやったと。じゃなくして、やっぱりどこどこがあって、こういうふうにしてこうしたというような形でね、今後提出するときにそういう形でしていただきたい。

このことについては、ほかの指定管理者を選定する場合も、総務部を通して、部長から、室長から、ほかのところまできちっと言って、議案を提出するときにはやっぱり丁寧な資料提出をしていただきたいということが1点ですね。

○武藤佐賀駅周辺整備構想推進室

今、黒田委員のほうからおっしゃいましたとおり、丁寧さがちょっと足らなかったということはおわびさせていただきたいと思います。このことにつきましては、庁内でも確認して、きちっと審議いただけるような資料の提出についても心がけていきたいと思います。

今回につきましては申し訳ございませんでした。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

○江頭委員

この審査結果の中で、1つは、A団体というのは類似施設運営経験の実績、これだけが勝っているということで、あとはあれなんですけれども、その収支計画によっても、講評の中に、要は市からの財政支援によらない運営、これは初めからプロポーザルの条件じゃ

なかったんですか。

○西佐賀駅周辺整備構想推進室副室長

今回、我々としても以前から御説明を差し上げていますとおり、指定管理者の収入支出、ここのバランスが取れていることというのを意識しておりまして、プロポーザルの公募をした時点で、審査項目の中に指定管理料ということも入れて公募をかけておりました。それを、指定管理料を行政の支援に頼らないということを条件にしていたというわけではございません。

○江頭委員

ここのところに何でこだわるかということ、古湯キャンプのことがあったじゃないですか。要するに、こういう市の財政支援に頼らないで、結局、コロナの影響というところもあって、そういう収支の部分でいろんな問題が出ましたよね。この辺について、そこはもうそういう経験を市はやっていますので、その辺はどういうふうに当局としては考えられたのかですね。創造コンソーシアムか、どのあたりまでこの団体について、この部分について当局がどういう指示をしたのか、それを教えてください。

○西佐賀駅周辺整備構想推進室副室長

今回、自主事業の提案というのもプロポーザルのときに求めておりまして、その中で広告事業ということをご提案されております。その広告事業というのが大型のビジョンを広場に設置されるという内容でございまして、その広告収入というのが非常に大きな収入の柱になっていくということで、広場の利用料収入、これが一つの柱とは思っておりましたけど、加えてそういった広告事業での収入ということも見込まれておりましたので、その分で信用力が高まるのかなというふうに受け止めておりました。

○江頭委員

もうこれは完全な差がついているのが、中心市街地をはじめした周辺地域への波及というところのことなんですけど、A団体は全くそういうところの中心市街地との連携的な提案というのはなかったんですか。

○西佐賀駅周辺整備構想推進室副室長

具体的な提案という意味では、点差の分が確かについておりますけれども、今回の候補者のほうがより優れていたという部分での点差だと思っております。

中心市街地と駅周辺を結ぶ歩くイベントとしてのデジタルスタンプラリーですとか、こちらのほうは城内のイベントもいろいろ手がけられておりまして、その城内で、例えばイベント名で申し上げますと、春フェスとかいうのを春先にやれていますけれども、そういうイベントとの連携、同時開催を駅前広場でやるとか、そういったことで市街地の回遊を促すような提案等もなされておりました、非常に具体性がより高く、実効性も期待できるような内容でございましたので、審査員もこういう点数をつけたのではないかというふうに受け止めております。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかにないようですので、次に進みます。

次に第83号議案を審査します。執行部に議案の説明を求めます。

◎第83号議案 令和4年度佐賀市一般会計補正予算(第8号) 説明

○宮崎委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに質疑はないようですので、執行部の職員は退室されて結構です。

◎執行部入れ替わり

○宮崎委員長

それでは、市民生活部に関する議案の審査に入ります。

第83号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

◎第83号議案 令和4年度佐賀市一般会計補正予算(第8号) 説明

○宮崎委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑がないようですので、執行部の職員は退室されて結構です。

◎執行部入れ替わり

○宮崎委員長

それでは、地域振興部に関する議案の審査に入ります。

第92号議案を審査します。執行部に議案の説明を求めます。

◎第92号議案 佐賀市公民館職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 説明

○宮崎委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○白倉委員

今の公民館職員の分なんですけれども、せんだって賞与の支給のときにはまだこれは、私たちはもう条例が前に変えていたもので、その分遡って、6月分遡って対応していますが、公民館の方たちのこれはどういうふうになるんですか。スケジュール的に。

○大坪公民館支援課長

この後、御承認いただきましたら、その後、支給の準備を行いまして、年内に支給した

いというふうに思っております。

○白倉委員

年内に差額分だけ支給するということですか。

○大坪公民館支援課長

年内に差額の分を支給させていただきます。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに質疑がないようですので、進みます。

次に、第83号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

◎第83号議案 令和4年度佐賀市一般会計補正予算(第8号) 説明

○宮崎委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○白倉委員

まず、今説明いただいた西川副公民館の建設事業についてなんですが、今回この議案が上がっているんですが、まず単刀直入に、この予定地が今もう建設できる状態になったというふうに理解していいですか。

というのが、例えば地盤固めとか、以前の委員会のとときに、東側の農地に面している土地は土壌を考えて矢板を打ち込んだほうがいいとか、いろんな率直な意見が出ましたですね。その辺も含めてどういうふうに、これに提案されるまでの、もう準備はきちっと終わっていると思っていいのでしょうか。そこの説明をお願いします。

○大坪公民館支援課長

建設予定地の造成工事につきましては既に完了しております。現在、土地をならしているというか、少し寝かせているような状況でございます。もしこのまま順調に進みまして来年7月から工事をする時点では、土地としては十分建設に堪える土地になっているというふうに考えております。

○白倉委員

それでは、農地との境はどういうふうな処理をされているんですか。東側の農地、きちっと矢板とか打ち込んで、崩れていかないような提案が出たと思うんですが、その辺り。

○公民館支援課職員

用地の東側のほうには農地がございます。そちらについては擁壁を設けまして農地との境は造っております。委員の御指摘のあった北側の河川というか、水路との境についても鋼矢板工事を行いまして、きちんとそこについても泥が流れないような形で、建設に堪えられるような土地の用意をしているような状態になっております。

○白倉委員

それと、養生期間を置いてということですが、どれぐらい置かれるのか、いろんな条件があるので具体的にはよく分かりませんが、まず十分に測られると思うんですね。というのが、中川副公民館が出入口のれんががもう既に段差がついているんですよ。あそこも大分養生したんですけれども、そういう例もあるし、まだここの西川副公民館は土地がひよっとしたら中川副よりも軟らかいかもしれない、ちょっとどうか分かりませんが、その辺も十分に考慮していただきたいというのを申し上げておきたいと思います。

○宮崎委員長

要望でよろしいですか。

○白倉委員

それはもう十分に考慮してくださいということで。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

○江頭委員

すみません、以前説明があったと思うんですけど、健康運動センターの件でこれだけ長い時間かかっている、その理由は、工事内容の、復旧内容の難しさがあった。説明はあったと思うんですけど、それをもう一度、どういう理由で長くなっているのかということと、これは財源の問題もあったんですかね。今度、災害復旧事業債を活用してやるということなんですけど、この両方だったのか。その説明をひとつお願いしたいと思います。

○江川スポーツ振興課長

今までちょっと時間がかかっているというような御指摘だと思いますけれども、まず、今現状で仮復旧という形でさせていただいております、これにつきましては、昨年の議会へも報告いたしましたとおり、11月から実施して、応急的に浸水対策、機械室への浸入ですね。こちらに18か所配管がありましたので、まず、そちらを応急的にやったということと、それと、今ある部材を活用して手動で現在行って、応急的に動かしている状態になっています。実際この施設につきましては、平成15年、相当年数がたっておりますので、どっちにしろオーバーホールという、全部の入替えをする必要がございます、今回の災害に合わせて、本復旧でそこを全てやり替えるというのが今回の工事になるわけがございますけれども、一旦はまず、1段階としては応急的に動かしていると、すぐ動かす必要があったもんですから。今年の6月に設計のほうをお願いさせていただいて、実際の中身について、本復旧の検討をいろいろ行っております。今回、本復旧に係る第2段階の工事を行うというような形で、実際、結構時間がかかっておりますけれども、委員おっしゃったように、財源の問題とか災害復旧債を充てるというようなところでの協議だとか、そういったものもございまして、今に至ったというような状況になっております。

○江頭委員

この下に御丁寧に、資材調達に時間を要した場合は令和6年度にも繰り越す予定と書いてあるんだけど、この資材調達というのは、今のウッドショックだとか、そういうものなのか、ここの工事に対する、そういういろんな配管とかなんとかの——ちょっと僕も工事内容の詳しいことは分からないです。こういうのに対して、初めから資材調達に不安があるのかね。その辺りの説明を具体的にお願いします。

○江川スポーツ振興課長

まず、今回の水害で電気関係ですね、コンピューターの基板ですね、この施設を動かすための伝送関係、これがもともと資材が非常に時間がかかるというふうに聞いております。それと、当然関連して、いろんな配管関係の部材とかもなかなか世界的に調達が難しい、不足しているというようなどころもございまして、その資材調達について一定の期間を要するというので、こういう落とし方をさせていただいておりますけれども、実際、発注の中で資材が間に合えば、前倒しで工事のほうもしていきたいというふうには考えております。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに質疑がないようですので、執行部の職員は退室されて結構です。

◎執行部退室

○宮崎委員長

そしたら、白倉委員が薬を飲まないといけないということで、皆様にお任せしますということですので、このままを先に進めます。

現地視察の確認をしたいと思います。

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。今回の付託議案の審査に関して現地視察の希望はありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

現地視察はないようですので、次回の委員会は12月15日木曜日の午前10時から採決、まとめを行いますので、よろしく願いいたします。

以上で一旦本日の総務委員会を終了いたします。